

特別職非常勤職員募集要項
(都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士合同募集)

都市整備局と住宅政策本部とで、局顧問弁護士・本部顧問弁護士の募集を合同で行います。

以下の内容は、特に明示がない限り、都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士に共通です。

項目	内 容
職名	都市整備局顧問弁護士 住宅政策本部顧問弁護士
任用根拠	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
職務内容及び勤務職場	都市整備局顧問弁護士 都市整備局事業に係る各種法律相談 都市整備局総務部総務課（新宿区西新宿2-8-1） 住宅政策本部顧問弁護士 住宅政策本部事業に係る各種法律相談 住宅政策本部住宅企画部総務課（新宿区西新宿2-8-1）
応募資格・求められる能力	・弁護士資格を有している ・民事訴訟・行政訴訟に関する高度に専門的な知識・経験を有している ・行政実務や自治体法務に関する知識、理解があり、局・本部事業全般に対して法的側面からの助言等を行うことができる ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月8日以内
休暇等	(有給) 年次有給休暇、夏季休暇（勤務日数が月13日以上の場合） (無給) 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、健康管理休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	日額 21,900円 通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円/日） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入なし
応募方法	下記の応募書類を東京都都市整備局総務部総務課宛てにメール（S0000161@section.metro.tokyo.jp）にて御提出ください。 ※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いします。応募を確認した後、受信確認のメールを返信します。 (1) 応募書類 ア 特別職非常勤職員申込書（所定の様式による。） イ 職歴調書（所定の様式による。）

	<p>ウ 司法修習終了証の写し</p> <p>※ 都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士の両方への申込みも、 いずれか一方への申込みも可能です。</p> <p>※ 応募書類については、都市整備局及び住宅政策本部にて厳重に管理す るとともに、記載された個人情報は、都市整備局顧問弁護士・住宅政策 本部顧問弁護士の選考及び任用に係る事務の範囲内で利用します。</p> <p>(2) 申込受付期間</p> <p>令和8年1月9日（金曜日）から同月23日（金曜日）17時まで（必着）</p>
選考方法	<p>(1) 第一次選考 書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 面接（日程は、電話又はメールにて調整）</p> <p>合否については、都市整備局、住宅政策本部それぞれから、本人宛郵送に より通知します。</p> <p>また、選考経過及び結果に関する問合せについては、一切応じません。</p>
その他	募集・面接は、都市整備局と住宅政策本部が合同で実施しますが、任用・ 報酬支払は、都市整備局、住宅政策本部それぞれが行います。
問合せ	<p>(都市整備局) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎12階南側 東京都都市整備局総務部総務課文書担当 電話 03-5388-3208 (ダイヤルイン)</p> <p>(住宅政策本部) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎13階南側 東京都住宅政策本部住宅企画部総務課文書担当 電話 03-5320-4918 (ダイヤルイン)</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。